

(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画
(第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)
(骨子)

2026 年8月

町田市

1 まちだユニバーサル社会推進計画の基本的考え方

(1) 計画策定の背景と目的

福祉のまちづくりとは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境の整備を目指すものです。

町田市では、1974年、全国に先駆けて施行した「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」や、1993年に市で独自制定した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、2012年に「第1次町田市福祉のまちづくり推進計画」、2017年に「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、福祉のまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

2022年には、国の「ユニバーサル社会実現推進法」が掲げる、障がいの有無や年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会＝「ユニバーサル社会」を実現するため、「まちだユニバーサル社会推進計画」と計画名を改め、ハード面としての市内施設・都市基盤のバリアフリーとソフト面としての心と情報のバリアフリーを相互に進めてきました。

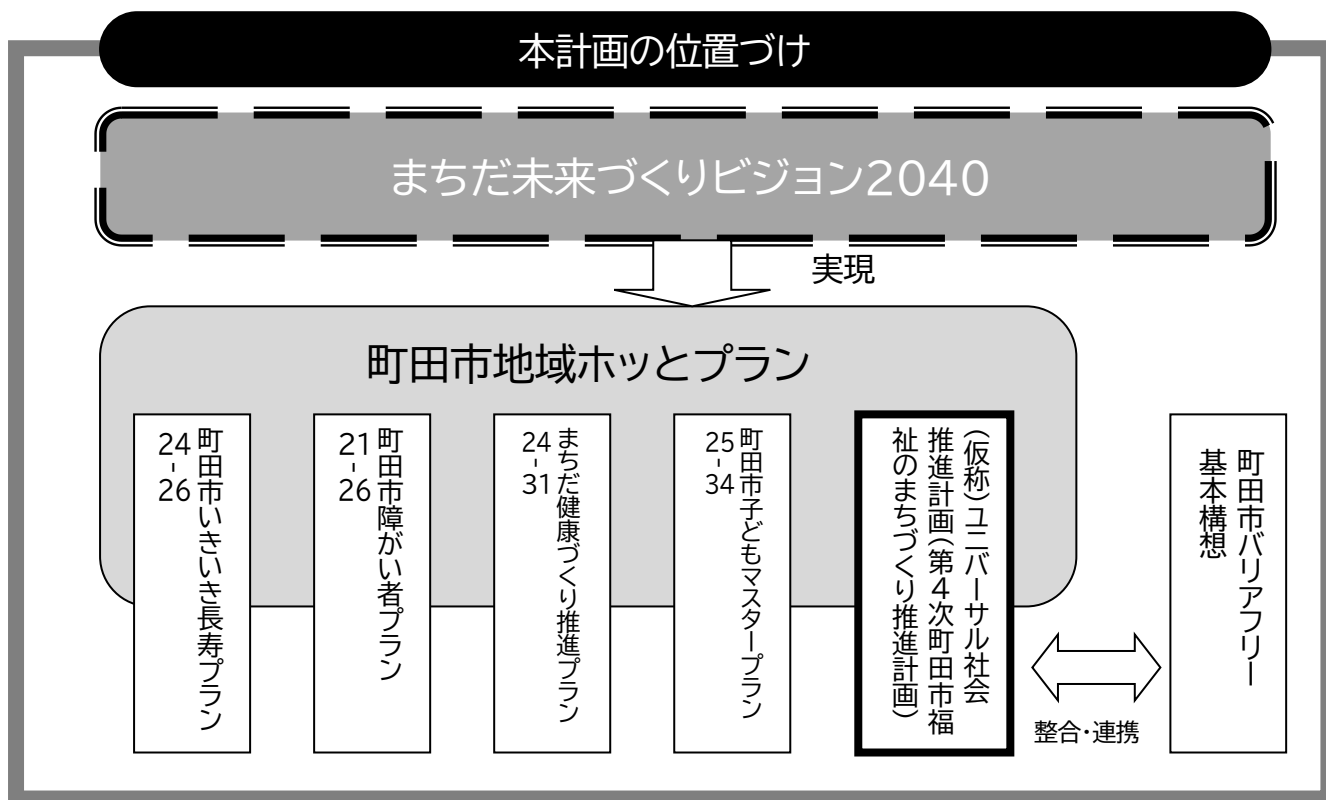
一方で、高齢化の進行や障がい者への合理的配慮の義務化、在住外国人の急増などの社会変化への対応が喫緊の課題となっています。

2026年度の本計画期間終了に伴い、現計画の課題と昨今の社会変化の実情を踏まえ、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、福祉のまちづくりをさらに推進する新たな計画を策定します。

(2)計画の位置づけ

本計画は、福祉のまちづくり総合推進条例の規定に基づく、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置づけています。

また、町田市基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」及び福祉分野の上位計画である「町田市地域ホッとプラン」のもと、その他の計画とも施策の連携を図りながら福祉のまちづくりを推進します。



(3)計画期間

本計画は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の「まちづくり基本目標」及び「町田市地域ホッとプラン」の計画終了と合わせ、2027年度から2031年度までの5年間の計画とします。

計画名	年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
まちだ未来づくりビジョン2040		2040年りたい未来(2022-2039)【基本構想】					
		まちづくり基本目標(2022-2031)【基本計画】					
町田市地域ホッとプラン		2022年度～2031年度(2026年度中間見直し)					
本計画	第3次計画	(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画 2027-2031 (第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)					

(4)SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の実現

SDGsとは、持続可能な世界の実現のために、2030年を達成年限までに世界中で取り組む国際目標です。

目標は、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ために、先進国を含めた全ての国で取り組みが進められ、町田市においても積極的に推進しています。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を目標とする SDGsは、共生社会を目指す本計画の主旨に合致しており、本計画にて関連するゴールには次のものが挙げられます。



【保健】

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



【不平等】

各国内及び各国間の不平等を是正する。



【教育】

全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。



【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



【ジェンダー】

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。

2 町田市の現状と課題

(1) 第3次計画の推進事業における主な取組成果と課題

ユニバ計画の推進事業に当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市と市民（団体）、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体と連携して目標に向けた取組を進めています。

毎年度、①意見聴取（障がい者等の市民（当事者）の意見を聞き、事業を実施したか）、②協働（市民や事業者と協働して事業を実施したか）、③庁内連携（関係する課や関連する事業と連携しながら事業を実施したか）、④広報・PR（広報紙やホームページ等により市民に事業の実施状況や必要な情報を公表・周知したか）の4点について、各事業の担当者が主体的に事業の改善と質の向上を展開するために「自己評価」を行っています。

〇2023-2025年度の自己評価結果

進捗状況の凡例：◎順調 ○概ね順調 △改善が必要

	【推進分野1】 施設等整備の ユニバーサルデザインの 推進（11事業/17課）			【推進分野2】 心と情報の ユニバーサルデザインの 推進（12事業/15課）			【推進分野3】 災害対策の ユニバーサルデザインの 推進（7事業/16課）		
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△
2023年度	7	10	0	9	6	0	7	9	0
2024年度	5	11	1	8	7	0	7	9	0
2025年度	6	10	1	9	6	0	5	10	1

《推進分野1 施設等整備のユニバーサルデザインの推進》

主 な 取 組	1【重点事業】 バリアフリー基本構想の進行管理
	・福祉のまちづくり推進協議会から指摘のあった「進行管理において市民意見を聞く機会が十分に設けられていない」への対応として、バリアフリー部会(学識者、障がい者、高齢者、町内会・自治会代表者、国、東京都などで構成)を設置し、2024年度に基本構想改定を実施した成瀬駅周辺地区を除く9地区の特定事業計画の進行管理を実施しました。
	2【重点事業】 福祉のまちづくり総合推進条例・適合証制度の普及啓発
	・町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく「障がい者用駐車区画」や「思いやり駐車区画」について利用カードのデザインを変更し、適正利用について市ホームページで周知・啓発を行いました。 ・「町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準適合証」のあり方について検討し、多様な掲示方法に対応するため、素材とデザインを変更しました。

《推進分野2 心と情報のユニバーサルデザインの推進》

主な取組	12【重点事業】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発 ・2025年8月に実施したイベント「車いすにのって宝探し」や、南第三小学校への出前講座など計16回のイベント・講座の他、X(旧 Twitter)での啓発(投稿数:61件)、FC 町田ゼルビアの選手や障がい者モデルを起用した啓発ポスター等、心のバリアフリーに係る普及啓発を行った結果、町田市ちよこっとアンケートにおいて心のバリアフリーという言葉「聞いたことがあり、意味も理解している」と回答した人の割合は48.3%でした。
	18【重点事業】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 ・情報バリアフリーハンドブックについて、市ホームページで公表しているほか、FC 町田ゼルビアや町田市福祉のまちづくり推進協議会委員が所属している事業者等に配布しました。 ・町田市ホームページを更改し、子どもや高齢者、障がい者、外国人などにとっても見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しました。 ・市の情報をスマートフォンでも閲覧できるよう、スマートフォンの操作が不慣れな高齢者向けにスマートフォン講座を実施しました。

《推進分野3 災害対策のユニバーサルデザインの推進》

主な取組	24【重点事業】避難施設のユニバーサルデザイン整備 ・「町田市防災 WEB ポータル」及び「町田防災カレッジ」にて、様々な防災情報を発信しました。 ・高齢者、乳幼児等の用配慮者における災害時の生活環境改善のため、おしりふきとしても使える身体拭きや液体ミルクを整備しました。 ・備蓄食であるアルファ化米は、アレルギー物質(特定原材料等)28品目不使用の7年保存の商品としました。 ・マンホールトイレを整備しない都立高校等8施設について、代替として電動ラップ式トイレを追加導入しました。
------	---

また、自己評価結果から見えてきた、課題は以下のとおりです。

・施設等整備に当たっては、<u>障がい当事者等の意見を反映させるための機会を設ける</u>必要があります。 ・障がいの有無にかかわらず<u>誰にでも情報が届く周知啓発方法</u>を行う必要があります。 ・「障害の社会モデル」や「合理的配慮」をより浸透させていくために、<u>継続的な講座や学びの機会を設ける</u>必要があります。 ・講座や学習機会を設けるために、<u>指導者のなり手の育成支援</u>が求められます。 ・災害時、誰もが安心・安全に避難ができるよう<u>関係機関との連携体制を整備する</u>必要があります。 ・<u>当事者意見を反映</u>しながら、最適な環境整備を行う必要があります。 ・引き続き、<u>災害時の生活環境改善</u>に取り組む必要があります。 ・障がい者をはじめとする全ての人が<u>災害時に必要な情報を取得できる環境を整備する</u>必要があります。

(3)福祉のまちづくりに関する市民アンケート結果を踏まえた課題

① まちの中のバリアフリーについて

《道路》	
結果	道路で問題や不便を感じている箇所については、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「歩道がない・狭い」の割合が最も高く、それぞれ 45.4%と 63.0%となっています。次いで「歩道が凸凹している」が 42.1%と 28.5%となっています。
課題	・「歩道がない・狭い」、「歩道が凸凹している」などの割合は、経年比較では 62.2～72.7%の間で増減を繰り返しており、<u>整備効果が実感できているとは言えない状況</u>です。 ・同様に、「歩道を走る自転車が多くて危険」の割合も 37.0～48.7%の間で増減を繰り返しており、<u>交通ルールや交通マナーの交通安全情報の発信や交通安全学習など継続して取り組む必要</u>があります。

《公共施設》	
結果	公共施設で問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者では「休憩スペースがない」が 29.9%で最も多く、次いで「障がい者用駐車区画が少ない」が 20.3%となっています。 子育て中の親では「ベビーケアルーム(授乳スペース)やキッズコーナーがない」が 38.5%で最も多く、次いで「思いやり駐車区画がない・少ない」が 17.9%)、「自転車置き場が狭い・少ない」が 16.7%となっています。
課題	・問題点として回答数の多かった「休憩スペースがない」については高齢者・障がい者で、「ベビーケアルーム(授乳スペース)やキッズコーナーがない」については子育て中の親で増加傾向にあります。 ・推進事業としてこれまで取り組んできた「<u>バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備</u>」として取り組んでいく必要があると考えられます。

《窓口》	
結果	市役所の窓口対応や手続をする際に、問題や不便を感じることにして、高齢者・障がい者では「記入方法や内容がわからないとき、すぐに聞けるスタッフがいらない」が 39.9%で最も割合が高く、次いで「手続き用紙や書類の文字が小さい」が 35.0%となっています。 子育て中の親では「オンライン上で手続きが完了しない」が 54.0%で最も高く、次いで「記入方法や内容がわからないとき、すぐに聞けるスタッフがいらない」が 33.3%となっています。また、「待合いのいすが少ない、足りない」は高齢者・障がい者、子育ての親それぞれ 15.0%と 14.3%となっています。
課題	・「記入方法や内容がわからないとき、すぐに聞けるスタッフがいらない」及び「手続き用紙や書類の文字が小さい」については、<u>誰でも分かりやすい情報提供方法</u>について工夫をする必要があります。 ・「オンライン上で手続きが完了しない」については、<u>デジタルを活用した情報提供方法</u>について引き続き検討をする必要があります。

《公園》	
結果	公共施設で問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「休憩所・ベンチがない・少ない」と回答している割合が最も高く、それぞれ 56.1%と 44.0%となっています。 子育て中の親では「インクルーシブ遊具が少ない」と回答している割合が 27.5%となっており、障がいの有無に関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊べる環境の整備に取り組んでいく必要があると考えられます。
課題	誰もが快適に公園を利用できるよう、設備や遊具の設置について <u>市民等の意見を聞きながら整備する</u> 必要があります。

《路線バス》	
結果	路線バスを利用する際に問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者では「バス停留所がある歩道が狭い」が 39.9%で最も割合が高く、次いで「バス停留所に案内がない・わかりにくい」が 22.4%となっています。子育て中の親では「ベビーカーの乗降対応がスムーズでない」が 60.7%で最も高く、次いで「バス停留所がある歩道が狭い」が 41.7%となっています。
課題	・歩道については《道路》に準じた対応が求められます。 ・「ベビーカーの乗降対応がスムーズでない」については、<u>バス添乗員へのバリアフリー教育を推進</u>する必要があります。

《電車》	
結果	電車を利用する際に問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者では「ベンチがない・少ない」が 48.0%で最も割合が高く、次いで「エスカレーターがない」が 19.3%となっています。子育て中の親では「エレベーターがない」が 29.5%で最も高く、次いで「ベンチがない・少ない」が 23.1%となっています。
課題	・電車の周辺整備については、町田市バリアフリー基本構想に基づいた事業を推進し、引き続き改善を行う必要があります。 ・バリアフリー基本構想については、<u>市内10地区の進行管理を引き続き行い、内容の検討</u>を随時行っていく必要があります。

② 心のバリアフリーについて

《取り組み》	
結果	「心のバリアフリー」を進めるために重要な市の取り組みとして、高齢者・障がい者では「障がい者・高齢者等へのサポートを実現するため、役立つ具体的な情報（介助方法）を提供すること」が 40.3%と最も割合が高く、次いで「市民の理解や関心が高まるよう、広報・啓発活動を行う」が 37.6%となっています。 子育て中の親では「学校教育等でのバリアフリー教育の機会を増やすこと」が 64.8%と割合が高くなっています。
課題	・「障がい者・高齢者等へのサポートを実現するため、役立つ具体的な情報（介助方法）を提供すること」及び「市民の理解や関心が高まるよう、広報・啓発活動を行う」については、<u>市民向けの講座や学習機会を設ける</u>ことが重要です。 ・「学校教育等でのバリアフリー教育の機会を増やすこと」については、引き続き<u>教育機関との連携した教育機会の提供</u>を行う必要があります。

《声かけ》	
結果	まちの中で困っている人を見かけた場合、高齢者・障がい者では「特に声をかけない」が 26.4%で最も多く、次いで「積極的に声をかけないが、頼まれれば手助けをする」が 24.3%となっています。特に声をかけない理由として、「手伝うことが困難だから」が 55.8%となっています。 子育て中の親では「たまに声をかけて手助けをする」が 52.1%で最も多く、次いで「積極的に声をかけて手助けをする」が 23.6%となっています。
課題	国は、「バリアフリー法に基づく基本方針」において、「高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合」の目標値を「原則として約100%」としており、同様に声かけ・手助けができる人が増えるよう<u>心のバリアフリー教育の機会を増やす</u>必要があります。

③ 情報提供の方法について

《広報まちだ》	
結果	広報まちだで問題や不便を感じている箇所について、高齢者・障がい者では「文字が小さい」が 32.1%で最も多く、次いで「情報量が多い(必要な情報が見つけない、どこにあるかわからない)」が 25.5%となっています。 子育て中の親は「情報量が多い(必要な情報が見つけない、どこにあるかわからない)」が 33.3%となっています。
課題	<u>誰もが分かりやすく、読みやすい情報提供方法</u>について検討する必要があります。

《広報まちだを除く市から届く手紙や通知等》	
結果	高齢者・障がい者では「書いてある内容がわかりづらい、難しい、理解しにくい」が 42.9%で最も多く、次いで「文字が小さい」が 31.1%となっています。 子育て中の親では「情報量が多い(必要な情報が見つけない、どこにあるかわからない)」と「書いてある内容がわかりづらい、難しい、理解しにくい」それぞれが 40.0%となっています。
課題	町田市職員の誰もが分かりやすく、読みやすい情報提供方法について意識しながら文書等を作成できるよう、<u>庁内での情報バリアフリー教育</u>を引き続き行っていく必要があります。

《市のホームページ》	
結果	高齢者・障がい者では「知りたい情報が探しにくい・たどり着きにくい」が 65.9%で最も多く、次いで「言葉(用語)がわかりにくい」が 32.9%となっています。 子育て中の親では「知りたい情報が探しにくい・たどり着きにくい」が 60.0%となっています。
課題	広報まちだと同様に、<u>誰もが分かりやすく、読みやすい情報提供方法</u>について検討する必要があります。

④ 外出時の情報取得について

結果	「場所・目的地までの経路(地図)」「交通手段(乗り換えルート、バリアフリールート、経路など)」「所要時間」について、高齢者・障がい者では 50%以上の人、子育て中の親では 79%以上の人「調べる」と回答しています。 情報を入手する手段として、高齢者・障がい者では「家族や知人等から」が 40.3%と最も多く、子育て中の親では「目的地のホームページ・SNS」が 90.9%と最も多くなっています。
課題	情報入手方法として、デジタルを活用した情報収集が増加しています。デジタルを活用した情報提供方法について検討し、高齢者・障がい者を含め、 <u>誰もが情報を入手しやすいよう使い方についても周知</u> を行う必要があります。

⑤ 災害時・緊急時について

結果	災害時に不安なことについて、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「避難場所での生活(トイレ等)」が最も割合が高くなっており、それぞれ 65.7%と 80.4%となっています。次いで「水・食事」で、それぞれ 51.0%と 68.2%となっています。
課題	「避難場所での生活(トイレ等)」について、誰もが安全・安心して避難場所での生活ができるよう、 <u>避難場所のバリアフリー整備や情報提供方法の整備</u> を行っていく必要があります。

(4) 町田市での主な取組

2022年度以降におけるユニバーサル社会に関する市の主な取組は以下のとおりです。

【2023年度】

- 町田市性の多様性の尊重に関する条例

性の多様性が尊重される社会の推進に関し、基本理念等を定め、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的として、2023年4月1日に施行しました。

- 町田市バリアフリー基本構想相原駅周辺地区改定

継続的かつ着実なハード対策の実施を図るとともに、2020年のバリアフリー法改正後新たに市及び各施設の設置管理者が実施主体となる心のバリアフリーの普及啓発や合理的配慮の取組を位置付け、ソフト対策強化を図りました。

【2024年度】

- 町田市子どもにやさしいまち条例(まちだコドマチ条例)

保護者や地域住民など、様々な立場で子どもに関わる大人一人ひとりが、「子どもの権利」を理解して、考えて行動し、互いに支え合うことで、子どもが幸せに暮らすことができる「子どもにやさしいまち」を実現することを目的として、2024年5月5日に施行しました。

子どもならではの人權である「子どもの権利」を大きく4つに分けて定め、それを守るための「大人の責務」を明確にしています。

- 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例

年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指すため、2024年10月1日に施行しました。

- 町田市バリアフリー基本構想成瀬駅周辺地区改定

相原駅周辺地区改定同様、継続的かつ着実なハード対策の実施を図るとともに、新たに市及び各施設の設置管理者が実施主体となる心のバリアフリーの普及啓発や合理的配慮の取組を位置付け、ソフト対策強化を図りました。

【2025年度】

- 心のバリアフリーハンドブック及び情報バリアフリーハンドブック改定

2020年のバリアフリー法改正や東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした「障害の社会モデル」や「合理的配慮」の理解促進、またデジタルツールの急速な普及など社会環境の変化に即した内容となっており、2025年4月1日から配布しています。

(5)国や都の動向

【国の動向】

- ユニバーサルデザイン2020行動計画

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、2017年(平成29年)2月の「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

- ユニバーサル社会実現推進法

全ての人が障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会(ユニバーサル社会)の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、2018年(平成30年)12月に制定されました。

- 改正バリアフリー法

2020年(令和2年)6月に施行され、施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策も含めたバリアフリー化を促進するため、バリアフリー基本構想における特定事業にバリアフリー教育を推進する「教育啓発特定事業」が規定されました。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であり、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、2022年(令和4年)5月に制定されました。

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を醸成し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、2023年(令和5年)6月23日に公布、施行されました。

- 「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」の改正

2025年(令和7年)5月に改正され、車椅子使用者用便所の複数化、車椅子使用者用客席の数の規定及びサイトライン確保について大幅な拡充、車椅子使用者用駐車施設の数の規定及び後部スペースの確保について示されました。また、別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」についても定められました。

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針(第4次目標)

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各種施設等のバリアフリー化の整備目標などを盛り込んだ基本方針の第4次目標が2025年(令和7年)6月に制定されました。2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間で、鉄軌道や建築物等のバリアフリー化を進めるほか、「当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合を約60%」とする目標を新設し、「「障害の社会モデル」の理解度を約60%、障がいのある人へ支援をしようとする人の割合及び多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合を原則約100%」とする旨が規定されました。

- 手話に関する施策の推進に関する法律

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段として、手話に関する施策を総合的に推進するため、2025年(令和7年)6月25日に公布、施行されました。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組む旨が規定されています。

【都の動向】

- 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(通称:東京都障害者差別解消条例)

障害を理由とする差別をなくし、共生社会の実現に寄与することを目的とし、2018年（平成30年）10月1日に施行されました。

- 東京都手話言語条例

手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、2022年（令和4年）9月1日に施行されました。

- 東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）の策定

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、2024年（令和6年）3月に同計画を策定しました。

（6）第4次計画に向けた課題

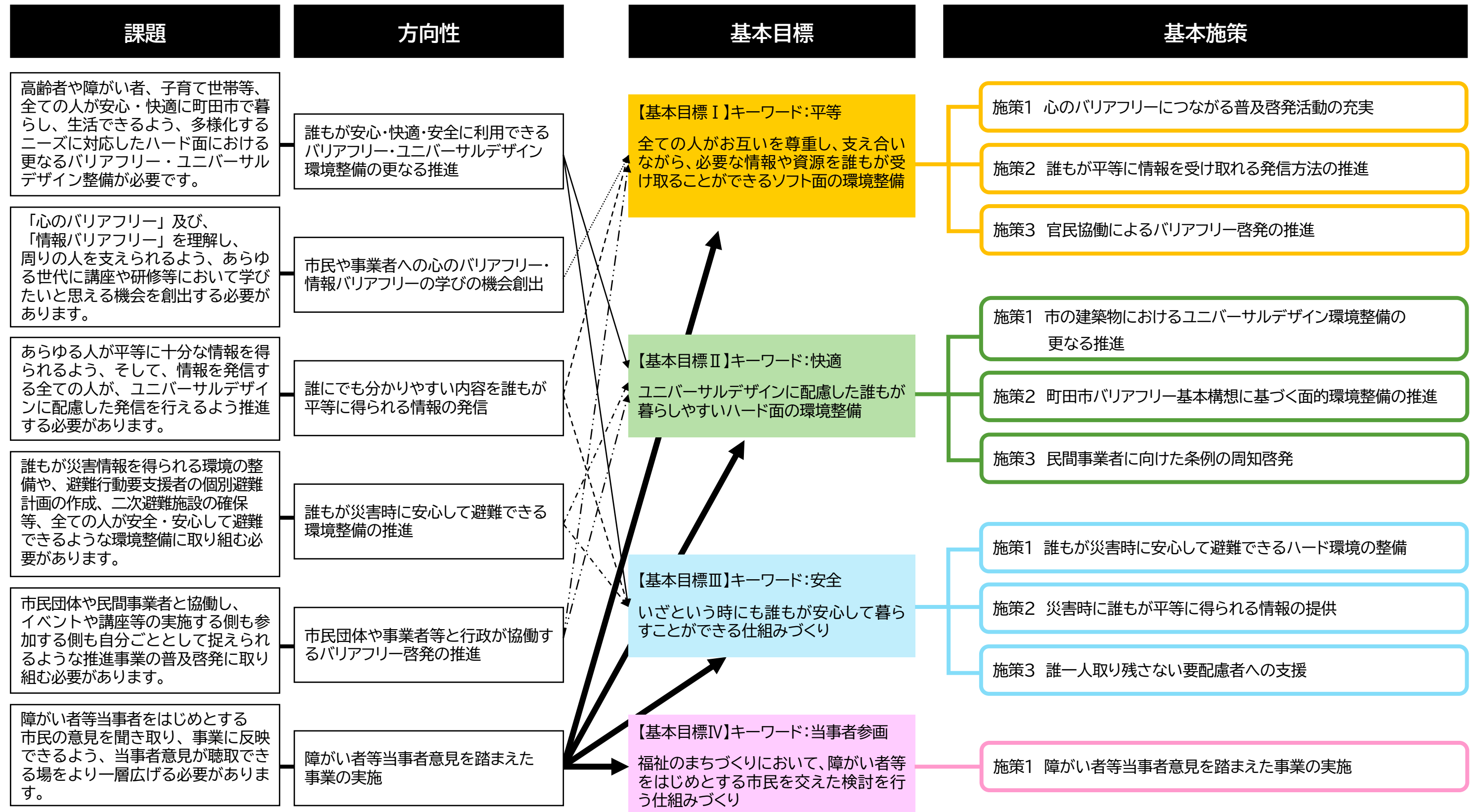
市民アンケートや現計画の評価から得られた課題と昨今の社会変化の実情を踏まえ、課題を以下のとおり整理します。

【課題1】 市民が安心・安全に暮らすための建築物や道路等の更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備	高齢者や障がい者、子育て世帯等、全ての人が安心・快適に町田市で暮らし、生活できるよう、多様化するニーズに対応したハード面における更なるユニバーサルデザイン整備が必要です。
【課題2】 市民や事業者への心のバリアフリー・情報バリアフリーの学びの機会創出	「心のバリアフリー」及び、「情報バリアフリー」を理解し、周りの人を支えられるよう、あらゆる世代に講座や研修等において学びたいと思える機会を創出する必要があります。
【課題3】 誰にでも分かりやすい内容、平等に得られる情報発信方法の検討	あらゆる人が平等に十分な情報を得られるよう、そして、情報を発信する全ての人が、ユニバーサルデザインに配慮した発信を行えるよう推進する必要があります。
【課題4】 災害時に誰もが安心して避難できるバリアフリー環境整備	誰もが災害情報を得られる環境の整備や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、二次避難施設の確保等、全ての人が安全・安心して避難できるような環境整備に取り組む必要があります。
【課題5】 市民団体や事業者等と行政が協働するバリアフリー啓発の推進	市民団体や民間事業者と協働し、イベントや講座等の実施する側も参加する側も自分ごととして捉えられるような推進事業の普及啓発に取り組む必要があります。
【課題6】 推進事業を行うに当たっての当事者意見聴取	障がい者等当事者をはじめとする市民の意見を聞き取り、事業に反映できるよう、当事者意見が聴取できる場をより一層広げる必要があります。

3 現状から基本施策まで(骨子案の振り返り)

未来像

誰もが 日常生活やいざという時でもささえあい 平等・快適・安全にいきいきと 自分らしく暮らすことのできるまち



4 基本施策と取組内容

各基本目標を実現するため、以下にそれぞれの基本施策と取組内容を示します。

4-1 基本目標Ⅰ【平等】：心のバリアフリー・情報バリアフリーの推進

全ての人がお互いを尊重し、支え合う心のバリアフリーを推進し、誰もが同じ情報を受け取ることができる情報バリアフリーを行政のみならず、市民や民間事業者も実行できるよう、ソフト面におけるバリアフリー環境の整備を目指します。

▶基本施策1 心のバリアフリーにつながる普及啓発活動の充実

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
まちの中で困っている人を見かけた時、声かけを行っている人の割合	63.9%	原則100%
まちの中で困った時、周りの人にサポートを頼みにくなった人の割合	13%	10%

【取組事業(案)】

I-1-1 **重点事業** 心のバリアフリーの普及啓発 … 福祉総務課

障がい当事者を含む市民や民間事業者、市職員へ「心のバリアフリー」を研修やイベント、講演会等を通じて普及啓発することにより、障がいや年齢、性別等にかかわらず、全ての人相互に理解し、共生する社会を目指します。

【関連課】I-1-2の事業課、職員課、障がい福祉課、交通事業推進課

I-1-2 **心のバリアフリーにつながる普及啓発活動の実施**

各分野において、障がいのある方や高齢者、LGBTの方等への理解を深めるための普及啓発活動を行います。

- (1) 市立小・中学校での心のバリアフリー教育の推進 … 指導課
教育センター
- (2) 交通安全教育の実施 … 市民生活安全課
- (3) 「認知症とともに生きるまち」の実現に向けた取組 … 高齢者支援課
- (4) 障がいがあってもなくても講座 … 生涯学習センター
- (5) 「障がい者青年学級」運営事業 … 生涯学習センター
- (6) スポーツを通じた共生社会の実現 … スポーツ振興課

I-1-3 **共生社会に向けた条例の普及啓発活動の実施**

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指すため、各分野における条例の周知啓発に取り組みます。

- (1) 町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例の周知啓発 … 障がい福祉課
- (2) 「子どもにやさしいまち」実現に向けた普及・啓発 … 子ども総務課
- (3) 性の多様性への理解促進 … 市民協働推進課

▶基本施策2 誰もが平等に情報を受け取れる発信方法の推進

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
「広報まちだ」において、問題や不便を感じている人の割合	20.4%	15%
「広報まちだ」を除く市から届く手紙や通知等において、問題や不便を感じている人の割合	24.8%	20%

【取組事業(案)】

I-2-1 **重点事業 情報バリアフリーの普及啓発** … 福祉総務課

障がいや年齢等にかかわらず、全ての人が必要な時に必要な情報を得られる状態である「情報バリアフリー」を、市職員のみならず民間事業者等に普及していくため、研修や講座等を行います。

【関連課】I-2-2～I-2-5の事業課

I-2-2 **広報紙、ホームページにおける情報バリアフリーの推進**

各分野において、全ての人が必要な情報を得られるよう広報紙やホームページにおいて配慮や工夫をします。

- | | | |
|----------------------------|---|---------|
| (1) 広報まちだ、ホームページの情報バリアフリー | … | 広報課 |
| (2) 「高齢者のための暮らしのてびき」の作成 | … | いきいき総務課 |
| (3) 「障がい者サービスガイドブック」の作成 | … | 障がい福祉課 |
| (4) 「まちだ子育てサイト」による子育て情報の発信 | … | 子ども総務課 |

I-2-3 **新たな学びの支援事業「なんでもスマホ相談室」** … 生涯学習センター

デジタル化によってうまく機器等を操作することが難しい方が陥りやすい「デジタルデバインド」を解消するとともに、更にデジタルを活用することができるよう学習支援を行います。

I-2-4 **手話通訳者、要約筆記者の派遣の実施** … 障がい福祉課

聴覚障がいのある方が、社会生活を送るうえで必要な情報を得られるよう支援します。

I-2-5 **図書館サービスのバリアフリー整備** … 図書館

視覚障がいのある方等の読書環境を整備することにより、欲しい情報を取得し、生活を豊かにする環境を提供します。

基本施策3 官民協働によるバリアフリー啓発の推進

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
町田市内で、障がい者に対して合理的な配慮をしたり、受けたことがある人の割合	28.5%	55%

【取組事業(案)】

I-3-1	【再掲】心のバリアフリーの普及啓発	… 福祉総務課
	普及啓発にあたって、民間事業者と協働し、イベントの実施や講演会等を行います。	
I-3-2	福祉教育の実施	… 福祉総務課
	町田市社会福祉協議会が行う、小・中学校を対象とした福祉教育と連携し、障がい者理解に努めます。	
I-3-3	「町田市バリアフリーマップ」の整備	… 福祉総務課
	NPO 法人が作成する「町田市バリアフリーマップ」と連携し、高齢者や障がい者、子育て世代の外出に必要な情報を提供します。	
I-3-4	共同配車センターの運営	… 福祉総務課
	移動に制約のある方が地域において自立した社会生活を営むことができるよう、民間事業者等と連携し、外出の支援を行います。 また、研修等を通じて担い手の育成を行います。	

4-2 基本目標Ⅱ【快適】：ユニバーサルデザイン環境整備の更なる推進

全ての人が快適にまちの中で生活ができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や都市基盤の環境整備に取り組みます。

また、市のみならず民間事業者においても、町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づくユニバーサルデザインに配慮した設備が進むよう、条例の周知啓発に取り組みます。

▶基本施策1 市の建築物等におけるユニバーサルデザイン環境整備の更なる推進

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
公共施設を利用する際に、問題や不便を感じている人の割合	39.7%	35%
2,000㎡以上の市の <u>公共特別特定建築物</u> ※の建築工事のうち、着工前の段階で当事者参画を実施した工事の割合	—	原則100%

※国の法律に基づき、多数の者が利用する「特定建築物」のうち、不特定かつ多数の者が利用する、または主として高齢者や障害者等が利用する建築物

【取組事業(案)】

Ⅱ-1-1	ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備	
	市の新設・既存施設について、高齢者、障がい者及び子育て世代をはじめとする多様な使用者に配慮した施設整備を目指します。	
(1)	(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備事業	… 企画政策課
(2)	町田木曽山崎パラアリーナ整備・運営事業	… スポーツ振興課

Ⅱ-1-2 ユニバーサルデザインによる公園の整備 … 公園緑地課

町田市福祉のまちづくり総合条例で定める整備基準等に基づき、公園のユニバーサルデザイン整備に取り組みます。

Ⅱ-1-3 放置自転車等の対策 … 道路管理課

駅周辺の放置自転車等を減少させ、歩行者に安心して快適な移動空間を提供します。

Ⅱ-1-4 歩道のバリアフリー改善整備 … 道路整備課
道路維持課

地域住民が利用する交通量の多い道路や新規の道路築造事業において、誰もが安全で安心して歩ける歩行空間を形成します。また、街路樹の根上がりを解消するため、歩道舗装補修工事を行います。

▶基本施策2 町田市バリアフリー基本構想に基づく面的環境整備の推進

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
市内全域の移動等円滑化の全体方針の改定	未改定	改定
計画期間内における基本構想の改定地区数	0地区	1地区
バリアフリー基本構想の外部評価の実施	実施	実施

【取組事業(案)】

Ⅱ-2-1 重点事業 バリアフリー基本構想に基づく地区のバリアフリー整備 … 交通事業推進課

バリアフリー法に基づき作成した、市内10地区のバリアフリー基本構想の実施スケジュールに従って進行管理を行います。

市内10地区のバリアフリー基本構想において、地区の現況や現行の法令に則した改定の検討を行います。

Ⅱ-2-2 交通環境・地域で支える交通の整備 … 交通事業推進課

多様な主体が行う多様な交通手段の中から自分に合った方法を選んで、目的地まで安全で快適に移動できるよう目指します。

▶基本施策3 民間事業者に向けた条例の周知啓発

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
適合証の交付数(累計)	6件	10件

【取組事業(案)】

Ⅱ-3-1 福祉のまちづくり総合推進条例の普及啓発 … 福祉総務課

ユニバーサルデザインの理念を実現する「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づく施設整備の周知・啓発を行います。

4-3 基本目標Ⅲ【安全】:いざという時にも安心して暮らせる環境の整備

災害時・緊急時など、いざという時にも誰もが安心して避難することができる環境や必要な情報を取得できる環境の整備を目指します。

▶基本施策1 誰もが災害時に安心して避難できるハード環境の整備

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
災害や緊急時の避難所での生活に不安なことがある人の割合	68.4%	55%

【取組事業(案)】

Ⅲ-1-1 **重点事業** 避難施設のユニバーサルデザイン整備 … 防災課

全ての人が円滑に避難し、良好な避難生活を営むことができるよう環境整備を進めます。また、避難施設内での要配慮者スペースの確保に取り組みます。

【関連課】新たな学校づくり推進課、施設課

Ⅲ-1-2 避難経路等のユニバーサルデザイン整備 … 道路整備課

台風や地震時に、電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ避難経路等が確保できるよう無電柱化に取り組みます。

Ⅲ-1-3 **ブロック塀等撤去助成** … 住宅課

地震時にブロック塀等の倒壊による被害を防ぐため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成します。

▶基本施策2 災害時に誰もが平等に得られる情報の提供

【指標(案)】

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
災害時の情報を取得するための、行政の配信サービス等の登録制度を知らない人の割合	38.4%	25%

【取組事業(案)】

Ⅲ-2-1 **平時からの防災情報の整備** … 防災課

高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が防災に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報発信の取組を周知するとともに、様々な媒体を活用し、発信を行います。

Ⅲ-2-2 **非常時における情報の環境整備** … 防災課 広報課

高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が非常時に情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、発信方法についての整備を行います。

▶基本施策3 誰一人取り残さない要配慮者への支援

指標名	現状値(2025年度)	目標値(2031年度)
個別避難計画作成率	40%	90%
災害や緊急時の避難所での生活に不安なことがある人の割合(再掲)	68.4%	55%

【取組事業(案)】

Ⅲ-3-1 **避難行動要支援者の避難支援体制整備** … 福祉総務課

避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。また、町内会自治会等への避難行動要支援者名簿提供の拡充や、平常時からの活用促進を図り、地域による要支援者の安否確認・見守り体制を強化します。

Ⅲ-3-2 **二次避難施設の運営整備** … 障がい福祉課
いきいき総務課

一次避難施設での生活が困難な要配慮者を受け入れる二次避難施設がいつでも運営できる体制を整えます。また、事業者と連携して二次避難施設開設訓練を実施します。

Ⅲ-3-3 **避難輸送の体制整備** … 福祉総務課

避難行動要支援者の避難に際し、避難先への輸送(一次避難施設から二次避難施設への輸送)について、福祉有償運送事業者と連携しながら避難輸送の防災訓練等を行い、有事に対応できるようにします。

4-4 基本目標Ⅳ【当事者参画】:当事者参画の仕組みづくり

福祉のまちづくりに関する事業において、障がい者等をはじめとする市民を交えた検討を行う仕組みづくりに取り組みます。

▶基本施策1 障がい者等当事者意見を踏まえた事業の実施

【指標(案)】

指標名
障がい者等当事者へ意見聴取等による定性的な評価(随時)

【取組事業(案)】

Ⅳ-1-1 **重点事業 当事者参画スキームの構築・実施** … 福祉総務課

ユニバーサル社会の実現に向け、市の事業において当事者意見が聴取できる場を設けられるよう、実施スキームの構築を行います。また、構築したスキームを用いた当事者参画を実施します。

6 取組の評価、検証、スパイラルアップ

ユニバーサル社会を実現する取組を進めるに当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市と市民(団体)、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体と連携して目標に向けた取組を進めていくことになります。また、取組が完了した後、改めて、目標が達成されたかどうか、事業の推進過程で市民参加や意見反映ができたかどうか、そのほか満足度などを評価し、次の取組に活かしていく、スパイラルアップ(図1)が必要となります。

評価に当たっては、各事業の担当者が主体的に事業の改善と質の向上を展開するための「自己評価」と、客観的かつ専門的な課題を把握するための「外部評価」を組み合わせた評価手法を導入し、事業の進捗状況だけでなく、取組の課題を適切に把握し、改善(スパイラルアップ)に活かすことを目指します。

また、特に本計画を推進する上で核となる事業を「重点事業」として位置付け、自己評価においても「意見聴取」「協働」「庁内連携」「広報・PR」4つのプロセスの観点から取組の評価を行います。

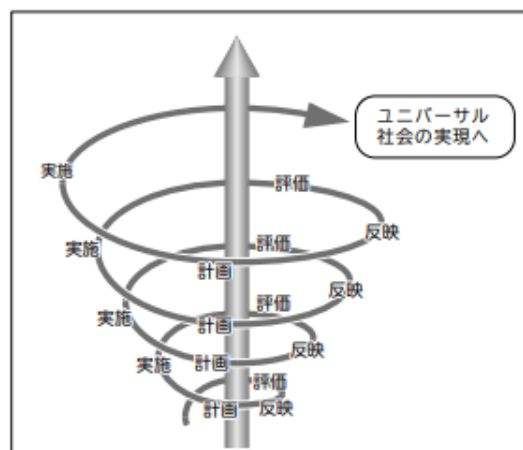


図1:計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、反映(Action)を繰り返すことで継続的に事業改善を行います。

7 計画の推進体制

以下の体制において、本計画を推進します。

(1)町田市福祉のまちづくり推進協議会

①位置付け、構成

- ・市長の諮問機関として設置し、事業者、市民、学識経験者、関係行政機関の職員で構成

②役割、機能

- ・本計画の評価、検証
- ・評価、検証に当たり、市民(ユーザー)のニーズの把握

(2)庁内

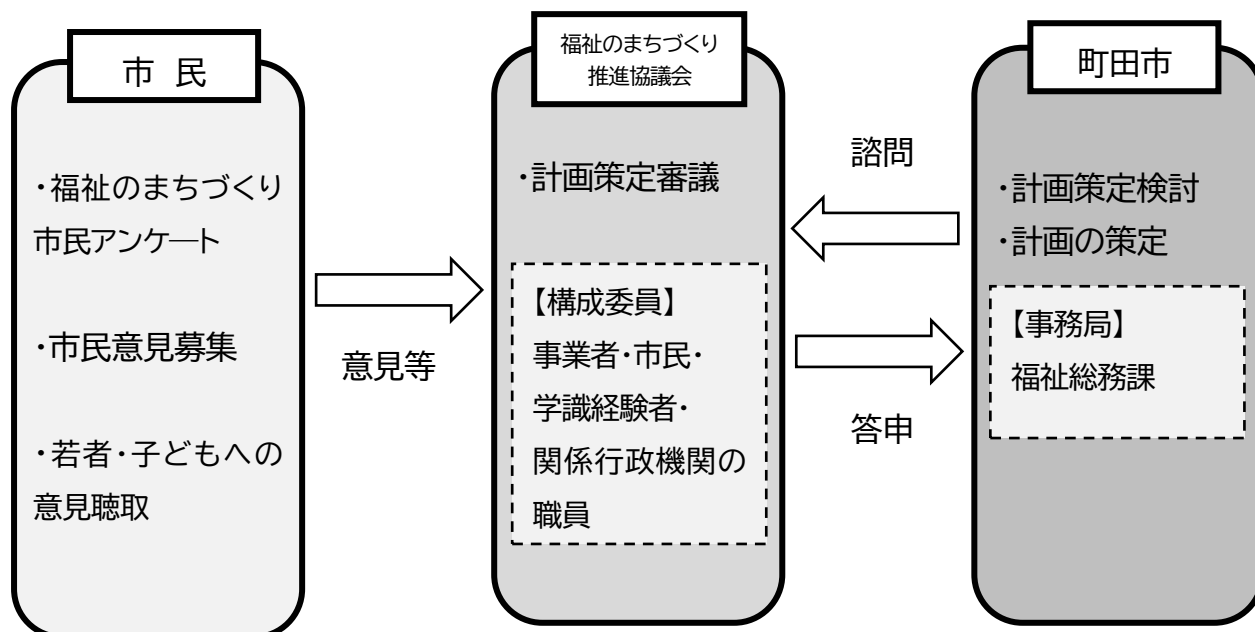
- ・各課でスパイラルアップによる事業改善
- ・町田市福祉のまちづくり推進協議会庶務及び推進事業の進捗管理(福祉総務課)

(3)取組主体間のネットワークの形成

- ・「市民」「団体」「事業者」「関係機関」などと相互に連携、協働し事業を推進

8 計画策定の体制

以下の体制で、計画の策定を行います。



9 策定スケジュール

